

大津市健康危機管理対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 医薬品、毒物及び劇物、食中毒、感染症、飲料水等を起因とする市民の生命及び安全を脅かす事態（以下「健康危機」という。）への対応について、医療関係団体その他の関係機関（以下「関係機関」という。）が相互に連携し、迅速かつ的確な危機管理（健康被害の発生又は拡大の防止、治療等に関する業務をいう。）を行うため、大津市保健所に大津市健康危機管理対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 関係機関から提供された健康危機に関する情報の評価及び分析に関すること。
- (2) 関係機関による健康危機への対応に関すること。
- (3) 住民に提供する情報の内容、提供の方法等に関すること。
- (4) 健康危機への対応から得た経験、教訓等を医療及び保健体制の確保に反映するための意見の聴取に関すること。
- (5) 今後生じるおそれのある健康危機に関する調査研究に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体からそれぞれ選出された者並びに保健所長及び保健所次長をもって構成する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療機関
- (3) 関係行政機関

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて保健所長が招集し、及びその進行を掌る。

2 保健所長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 保健所長は、専門の事項について意見を交換するために必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、所長が指定する構成団体から選出された当該構成団体の担当者及び保健所長が指名する市職員をもって構成する。

3 専門部会の会議（以下「専門部会議」という。）は、必要に応じて所長が招集する。

4 次条の規定により専門部会議の庶務を担当する課の長（次項において「庶務担当課長」という。）は、専門部会議の進行のため、専門部会議に座長を置くことができる。

5 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、専門部会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、会議にあっては大津市健康保険部保健所保健総務課が、専門部会議にあっては当該専門部会議の協議事項を所管する課が、それぞれ処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(大津市健康危機管理対策協議会設置要綱の廃止)

2 大津市健康危機管理対策協議会設置要綱（平成21年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。